

令和4年2月1日

茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例の一部改正について御意見をお寄せください

茅ヶ崎市 都市部 景観みどり課

日頃から市のみどり行政につきまして、御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、市では、茅ヶ崎市緑のまちづくり基金（以下「緑基金」とします。）を有効に活用し、みどり行政を着実に推進させることができるよう、茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例（以下「条例」とします。）の一部を改正することを検討しています。

緑基金は、多くの方からの寄附をいただき積み立てておりますので、検討にあたり、市民の皆様から御意見をいただきたく存じます。

つきましては、次の資料を御覧の上、御意見いただきますようお願い申し上げます。

- ・別紙1 緑のまちづくり基金条例の一部改正について【説明資料】
- ・別紙2 緑のまちづくり基金条例の一部改正について【補足資料】

1 条例の改正にあたりお聞きしたい意見

次の点を中心に御意見をいただきたいと思えます。これらの全てのことに御意見がなくても、お気づきの点にのみ御意見いただいても結構です。

- ・ 条例を一部改正することについて
- ・ 緑基金の用途を拡大することについて
- ・ 緑基金を活用し、土地を取得することについて
- ・ 緑基金を活用し、緑地の維持管理をすることについて
- ・ その他、緑基金の有効的な活用について

2 回答方法について

- ・ 意見募集期間は、令和4年2月1日（火）から2月28日（月）までです。
- ・ アンケートフォームへの入力、もしくは、別添の様式に記載の上、電子メール、郵便、FAXにより提出をお願いいたします。

●意見の提出先

- ・ 郵送先 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 茅ヶ崎市役所本庁舎3階
都市部 景観みどり課 みどり担当
- ・ FAX番号 0467-57-8377
- ・ 電子メール keikanmidori@city.chigasaki.kanagawa.jp
- ・ 回答フォームリンク https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142077-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=28195



3 いただいた御意見の取扱いについて

いただいた御意見に対して個別に市の見解をお示しすることはいたしません。

今後開催する茅ヶ崎市みどり審議会や庁内における検討の資料として活用し、適宜公表させていただきます。

事務担当 茅ヶ崎市都市部景観みどり課 みどり担当
電話番号 0467-82-1111（代表）

緑のまちづくり基金条例の一部改正について【説明資料】

茅ヶ崎市緑のまちづくり基金（以下「緑基金」とします。）については、開発行為等により年々減少する市内の緑地を、市が取得する必要があると判断した場合、その原資として充てることを主な目的として、昭和63（1988）年3月に「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例」（以下、「条例」とします。）の制定により、設立したところですが、緑基金を有効に活用し、みどり行政を着実に推進させることができるよう、条例の一部を改正します。

1 改正の背景

条例の改正にあたっては、次の3点が背景としてあり、これらを踏まえた上で、改正の内容を検討していく必要があります。

(1) 緑基金の取扱いの明確な基準を示す必要がある。

緑基金の取扱いを巡っては、取得する緑地が良好な自然環境を形成しているかどうかなどの基準が定まっていません。

(2) 森林環境譲与税基金の設立に伴い、緑基金の用途とのすみ分けをする必要がある。

令和元（2019）年に森林環境譲与税の地方自治体への譲与が始まり、本市においても、同年9月に茅ヶ崎市森林環境譲与税基金条例を制定し、森林環境譲与税基金を積み立てることとなりました。

森林環境譲与税基金が、森林の整備のために市が森林を取得する場合に、その費用に充てることのできるもので、緑基金の用途と重複する部分が生じることとなることから、緑基金の用途とのすみ分けを考える必要が生じています。

(3) 厳しい市の財政状況の中、財源を有効に活用する必要がある。

みどり行政を着実に継続するためには、財源を有効に活用する必要があります。

2 改正方針

次の表の左欄は現行条例の条文です。左欄の下線部分の表記について、右欄の改正の方針のとおり改正を検討しています。

現行条例の条文	改正の方針
茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例 （目的及び設置） 第1条 この条例は、 <u>本市に存する緑地を市民共有の財産として保全するため、</u> 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、茅ヶ崎市緑のまちづくり基金(以下「基金」という。)を設置し、その管理及び処分について、必要な事項を定めることを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・題名の漢字表記の「緑」をひらがな表記の「みどり」に改める。 ・第5条の改正に伴い、緑地を市民共有の財産として保全するという理念を失わずに、改正後の第5条の用途に合致する目的に改める。

<p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積立てる額は、次に掲げるものの合計額とし、毎年度一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。</p> <p>(1) 予算で定める積立金</p> <p>(2) 基金の趣旨に添う寄付金</p> <p>(3) 基金の運用から生ずる収益金</p>	<p>改正せず。</p>
<p>(管理)</p> <p>第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</p>	<p>改正せず。</p>
<p>(繰替運用)</p> <p>第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	<p>改正せず。</p>
<p>(処分)</p> <p>第5条 基金は、次の各号の1に該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p><u>(1) 良好な自然環境を形成している緑地の取得費に充てるとき。</u></p> <p><u>(2) 取得した緑地の維持管理費に充てるとき。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基金の用途の範囲を拡大する。 ・条例における「緑地」の定義を明確にする。 ・(1)及び(2)に規定されている緑地の取得費及び維持管理費について、想定し得る用途を勘案し、文言の整理を行う。
<p>(委任)</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>改正せず。</p>

3 改正スケジュール

条例の改正は、令和5(2023)年3月の市議会定例会に条例の改正案を提案する予定です。

また、条例の考え方の素案がまとまりましたら、改めてパブリックコメントを実施し、市民の皆様から意見をいただく機会を設けたいと考えています。

緑のまちづくり基金条例の一部改正について【補足資料】

1 「改正の背景」の補足

改正の背景について、その詳細について補足した内容をお示します。

(1) 緑基金の取扱いの明確な基準を示す必要がある。

緑基金の取扱いの基準については、平成24（2012）年度から検討を行っており、過去にみどり審議会の委員からいただいた意見等は、おおむね次のとおりです。

これらの意見等を踏まえて、条例の改正及び解釈について検討してまいります。

- ① 市が取得すべき緑地をあらかじめ決めておく必要がある。
- ② 市北部の緑地を優先して取得するか、それとも、市街地の一定規模以上の面積の緑地を取得するかを決めておく必要がある。
- ③ 緑基金の残高が限られているなかで、地価が高い市街地の緑地に緑基金を充てるよりも、市北部の緑地に充てた方が広い面積の緑地を取得できる。
- ④ 緑基金の残高が限られているなかで、市街地の緑地については、開発圧が強く、失われるおそれが高いという理由で、優先的に緑基金が使われてしまうと、緑基金が無くなってしまうので、市街地の緑地の取得に使うことはやめた方がよい。
- ⑤ 都市緑地法に定めた特別緑地保全地区内の緑地を優先して取得すべき。
- ⑥ 緑基金条例第5条に規定されている「良好な自然環境を形成している緑地」とは具体的にどのような緑地を示すのか、明確にする必要がある。
- ⑦ 緑基金は、国の交付金や補助金の対象とならない市独自の取り組みにより取得する緑地の取得や予算の確保が難しい調査等に充ててみてはどうか。

みどり審議会の開催状況は市ホームページからご覧いただくことができます。

URL:<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shingikai/ichiran/1008702.html>

トップページ > 市政情報 > 審議会等 > 審議会等の一覧 > 茅ヶ崎市みどり審議会



（詳細はこちらからご覧ください。）

(2) 森林環境譲与税基金の設立に伴い、緑基金の用途とのすみ分けをする必要がある。

森林環境譲与税基金の用途は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の趣旨を踏まえ、森林の整備及びその促進に関する施策を推進するための事業の経費に充てる場合に限り、処分することができることとされています。

本市に譲与される予定の森林環境税の額は、令和3（2021）年度は約2000万円、4（2022）年度、5（2023）年度は約2500万円、6（2024）年度以降は約3000万円であり、この額は林野庁が定める基準によって算定されます。

森林環境譲与税及び森林環境譲与税基金の詳細については、市ホームページからご覧いただくことができます。

URL：

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/ryokka/1008127/1040560.html>

トップページ > 市政情報 > まちづくり(市政情報) > みどりに関する取り組み > 森林の管理保全 > 森林環境税および森林環境譲与税について



(詳細はこちらからご覧ください。)

(3) 厳しい市の財政状況の中、財源を有効に活用する必要がある。

市の財政状況については、令和2(2020)年3月に「茅ヶ崎市財政健全化緊急対策」を策定し、すべての事業に関して聖域を設けることなく、休廃止を含めたゼロベースでの見直しにより財政のスリム化を図ることとなっております。

併せて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会経済情勢が極めて不透明であるなかで、市は実施計画の策定を見送り、3(2021)年度及び4(2022)年度は、新型コロナウイルス感染症の動向や影響を考慮した上で、当該年度において重点的に実施する事業の方針等を「事業実施方針」として定め、行政運営を進めることとなりました。

2 「改正の方針」の補足

条例の改正について、現時点において検討している内容をお示しします。

(1) 題名の改正について

題名の漢字表記の「緑」をひらがな表記の「みどり」に改めます。

平成29(2017)年4月1日に「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例(昭和49年茅ヶ崎市条例第2号)」の一部を改正し、「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」とし、みどりの保全、再生及び創出についての基本理念を定め、「みどり」の定義を定めました。

緑のまちづくり基金(以下「緑基金」とします。)は、みどりの保全、再生及び創出を実現するための財源であるという面もあることから、基金の名称にも、ひらがな表記の「みどり」に改正したいと考えています。

【参考】 茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例
(定義)

第2条 この条例において、みどりとは、樹林地、草地、水辺地、岩石地、農地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

(2) 目的に関する規定の改正について（第1条関係）

第5条の用途に関する規定を改正することによって、基金の設置目的である「本市に存する緑地を市民共有の財産として保全するため」という第1条の規定を改正する必要があるかどうか検討しなければなりません。

現行の条例の第5条において、緑基金は、良好な自然環境を形成している緑地の取得及びその維持管理のために使うことができると規定されています。

仮に、緑基金の用途を拡大した場合、基金の設置目的を、「緑地を市民共有の財産として保全する」という文言で表すことができるかどうかという問題があります。

例えば、次のような文言で基金の設置目的を表すこともできると考えています。

【参考】設置目的の文言の案

- ・本市のみどりの保全、再生及び創出を推進するため
- ・本市のみどりに関する施策を推進するため
- ・本市の良好な自然的環境を形成している緑地を保全するため

※ 上記の3つの案からどれかを選択するものではありません。現時点における市の案ですので、今後、さらに検討してまいります。

(3) 処分に関する規定の改正について（第5条関係）

今回の改正では、緑基金を有効に活用するために第5条に号を追加することで、基金の用途を拡大することを目的としています。

市では、みどり行政を推進する上で基礎となる重要な調査及び研究に係る事業に緑基金を充てることができるようにすることを考えています。市では、「自然環境評価調査」を実施しており、こういった調査等の財源として基金を活用したいと考えています。

自然環境評価調査は、自然環境の観点から市内のどこが重要で優先的に保全すべき場所か、客観的に理解できる分かりやすいものであると同時に、今後の市の自然環境保全施策の立案・実施に活用するものです。調査は、概ね5年に一度実施しており、平成15(2003)年度以降、1回の調査に3年をかけ、3回実施しています。直近の調査は27(2015)年度から29(2017)年度にかけて行われました。調査の結果は、「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがき戦略」を改正するときの基礎資料であり、かつ、数値目標となるとともに、関連する施策が多く位置づけられている「茅ヶ崎市環境基本計画」の指標としても位置づけられています。

ただし、条例を改正したとしても、第5条に規定された用途に基金を必ず充てるというのではなく、通常的一般会計予算の確保が困難である場合に限り、基金を充てることができるようにするための改正であると認識しています。

【参考】第5条の改正のイメージ

第5条 基金は、次の各号の1に該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 良好な自然環境を形成している緑地の取得費に充てるとき。
- (2) 取得した緑地の維持管理費に充てるとき。
- (3) ○○○○の費用に充てるとき。

※ ○○○○に具体的な用途を記載します。

過去における自然環境評価調査の結果は、市ホームページからご覧いただくことができます。

URL:<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/ryokka/1016112.html>

トップページ > 市政情報 > まちづくり(市政情報) > みどりに関する取り組み > 自然環境評価調査について



(2次元コードから、市ホームページをご覧いただけます。)

(4) 第5条第1号の解釈について

第5条第1号に規定されている「良好な自然環境を形成している緑地」とは具体的にどのような緑地を示しているのか、これまでも基金の効果的な活用や透明性の確保のためのルールづくりを検討する中で議論を重ねてきましたが、明確にすることができませんでしたので、第5条第1号の解釈について、条例の改正にあたり整理する必要があると考えています。

市としては、森林環境譲与税基金を設立したため、市北部の丘陵地にある特別緑地保全地区内の森林については、同基金を活用して取得することが可能であると判断し、緑基金は、当面の間、市街地に残された貴重な緑地の取得のため重点的に活用していきたいと考えております。

具体的には、都市緑地法第55条第1項に基づき指定した「市民緑地」または、茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例第16条に基づき指定されている「保存樹林」を、公園・緑地等としての公共空地として利活用できると市が判断した場合、買い入れの財源として活用することを検討しています。

また、特別緑地保全地区内の森林の買入れのため、森林環境譲与税基金を活用するとしても、同地区内の森林以外の土地を購入する場合には、緑基金を活用できるようにしておく必要もあります。

今般の改正において、条文を改正していくのか、解釈を定めることで整理するのか引き続き検討してまいります。

「保存樹林制度」については、市ホームページの制度の案内をご覧ください。市では28件、およそ3.5ヘクタール(令和3(2021)年4月1日時点)の樹林地を、保存樹林として

指定しています。

URL：<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/ryokka/1008125.html>

トップページ > 市政情報 > まちづくり(市政情報) > みどりに関する取り組み > 保存樹林指定制度について



(2次元コードから、市ホームページをご覧くださいませ。)

保存樹林の位置については、「まっぷ de ちがさき」の都市計画情報の都市計画図により確認できます。

ただし、保存樹林は、民有地であるため立入りはできません。

URL：<https://www2.wagmap.jp/chigasaki/Portal> (外部リンク)



(2次元コードから、「まっぷ de ちがさき」のページをご覧くださいませ。)

「市民緑地制度」については、市ホームページの制度の案内をご覧ください。市では、市民緑地となる土地を貸していただける方を募集しているところですが、現在、市民緑地として指定している土地はありません。

URL：<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/ryokka/1030852.html>

トップページ > 市政情報 > まちづくり(市政情報) > みどりに関する取り組み > 市民緑地制度について



(2次元コードから、市ホームページをご覧くださいませ。)

(5) 第5条第2号の解釈について

第5条第2号では、「取得した緑地の維持管理に充てる時」に緑基金を充てることのできるかとされているところですが、同条第1号の解釈の検討に併せて検討してまいります。

具体的には、特別緑地保全地区内の土地を自然環境の保全のために整備するとき、保存樹林を買入れ公園・緑地として整備するとき又は市民緑地として整備するときなどに、大規模な工事を行う場合が想定されますので、その場合に緑基金を活用できるようにしたいと考えています。

今般の改正において、条文を改正していくのか、解釈を定めることで整理するのか引き続き検討してまいります。

3 緑基金についての補足

緑基金の残高の推移は表1のとおりで、令和2（2020）年度末の残高は約3億9500万円となっています。また、今後の積み立ては、ふるさと納税や寄附金による年額100万円程度及び利息を例年見込んでおります。

【表1 緑基金を取り崩した時の内容及び取り崩した額】

年度	取り崩した時の内容	取り崩した額(※)	取り崩し後の残高
平成4(1992)年度 ～8(1996)年度	松が丘緑地を取得 (約3,095㎡)	約15億6600万円	約6800万円
21(2009)年度	松浪緑地を取得(約960㎡)	約1億6200万円	約4億1100万円
24(2012)年度	清水谷(特別緑地保全地区、 以下同じ。)の一部を取得 (約958㎡)	約1300万円	約4億3700万円
25(2013)年度	清水谷地内の擁壁工事	約900万円	約4億5000万円
28(2016)年度	赤羽根字十三区周辺(特別緑 地保全地区、以下同じ。)の一 部を取得(約1,524㎡)	約1500万円	約4億5000万円
29(2017)年度	赤羽根字十三区周辺の一部 を取得(約2,104㎡)	約1500万円	約4億3700万円
30(2018)年度	赤羽根字十三区周辺の管理 用地の整備	約3300万円	約4億5000万円
令和元(2019)年度	清水谷、赤羽根字十三区周辺 の一部を取得 (約290㎡、約580㎡)	約1200万円	約3億9400万円

※土地を取得するときは、国からの交付金を受ける場合があるため、緑基金を取り崩した額は土地の取得額と一致しません。

清水谷特別緑地保全地区及び赤羽根字十三区周辺特別緑地保全地区のことについては、市ホームページからご覧いただくことができます。

・清水谷特別緑地保全地区

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/ryokka/1040692/1040693.html>

トップページ > 市政情報 > まちづくり(市政情報) > みどりに関する取り組み > 特別緑地保全地区について > 清水谷特別緑地保全地区について



(詳細はこちらからご覧ください。)

・赤羽根字十三区周辺特別緑地保全地区

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/ryokka/1040692/1040694.html>

トップページ > 市政情報 > まちづくり(市政情報) > みどりに関する取り組み > 特別緑地保全地区について > 赤羽根字十三区周辺特別緑地保全地区について



(詳細はこちらからご覧ください。)